小田原市市民ホール整備事業共同企業体協定書（案）（分担実施方式）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　小田原市発注に係る小田原市市民ホール整備事業（第Ⅰ期）として実施する次の業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）の受託

イ　設計業務（基本設計、実施設計１、施工計画、コスト管理）

二　小田原市発注に係る小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）として実施する次の業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）及び工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。）の受託及び請負

イ　設計業務（実施設計２、設計意図伝達、施工計画、コスト管理）

ロ　工事施工業務

ハ 工事監理業務

三　前二号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○県○○区市郡○○町村○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、平成○年○月○日に成立し、小田原市市民ホール整備事業に関する事業協定書に基づく小田原市発注に係る小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）に関する契約に定める業務が完了するまでの間は解散することができない。

２　小田原市発注に係る小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）に関する契約を締結することができなかったときは、当企業体は、第１項の規定にかかわらず、当該事業に関する契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、第１条に掲げる事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金額（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務額）

第８条　各構成員の業務の分担は、第１条第１号イ及び第２号イの設計業務（以下単に「設計業務」という。）、同条第２号ロの工事施工業務（以下「工事施工業務」という。）並びに同条第２号ハの工事監理業務（以下単に「工事監理業務」という。）のそれぞれについて次のとおりとする。

　一　設計業務　　　　○○株式会社

　二　工事施工業務　　○○株式会社

　三　工事監理業務　　○○株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（第９条の運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに設計・工事施工・工事監理の基本に関する事項、工程管理、資金管理方法、下請企業の決定、事業完了後のかし担保責任の分担その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の完了に当たるものとする。

２　当企業体は、運営委員会について規定を定めるものとする。

３　前項の規定は、次の事項について定めるものとする。

一　当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項

二　議事録の作成及び配布に関する事項

三　事務局に関する事項

四　紛争処理に関する事項

五　その他必要な事項

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、本事業に係る各業務の委託契約及び工事の請負契約の履行並びに下請契約その他の事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員は、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本事業実施中に発生した当該業務又は工事内の共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、当企業体が本事業を完了する日までは脱退することができない。

（事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが本事業の実施途中において破産又は解散した場合においては、速やかに発注者にその旨を伝え、本事業の実施について協議するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後のかし担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該設計又は当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○ 印

○○株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○ 印

○○株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○ 印

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第８条に基づく協定書（案）

（第Ⅰ期）

小田原市発注に係る下記業務については、小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体の構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

ただし、分担業務の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

一　小田原市市民ホール整備事業として実施する設計業務

（基本設計、実施設計１、施工計画、コスト管理）

　　○○株式会社　○○円

○○株式会社外○社は、業務の分担について、運営委員会とも協議の上、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に上記○社が記名捺印して各自所持するものとする。

年　月　日

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体

　○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第８条に基づく協定書（案）

（第Ⅱ期）

小田原市発注に係る下記業務及び工事については、小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体の構成員が分担する業務及び工事の業務額を次のとおり定める。

ただし、分担業務の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

一　小田原市市民ホール整備事業として実施する設計業務

（実施設計２、設計意図伝達、施工計画、コスト管理）

　　　　　　　　　　　　○○株式会社　○○円

二　小田原市市民ホール整備事業として実施する工事施工業務

　　　　　　　　　　○○株式会社　○○円

三　小田原市市民ホール整備事業として実施する工事監理業務

　　　　　　　　　　 ○○株式会社　○○円

○○株式会社外○社は、業務及び工事の分担について、運営委員会とも協議の上、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に上記○社が記名捺印して各自所持するものとする。

年　月　日

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体

　○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印